

化粧板等の VOC 放散に関する表示規定 第 5 条の 2 (審査基準) に関する規定

平成 20 年 4 月 1 8 日制定

(書面等による審査)

第1条 仕様に基づく審査は、下表の内容で行う

表 1

材料	書面等	確認内容		
基材	木材 (製材、天然木突板など) インシュレーションボード、ハードボード	なし (様式 2 には「別記記載のもの」と記入する。)		
	日本繊維板工業会の表示のあるパーティクルボード、MDF	日本繊維板工業会の表示登録証		
	上記以外のパーティクルボード MDF	樹脂主剤が縮合系の場合	樹脂主剤のタイプの分かる資料 (例: ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。)	ユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂およびこれらを共縮合又は混合した樹脂 (以下、縮合系樹脂と総称する) であること
		樹脂主剤がイソシアネート系樹脂など上記以外	樹脂主剤の MSDS (JAIA 番号のある場合)	樹脂主剤が日本接着剤工業会の 4VOC 基準適合製品であること
			試験成績書 (JAIA 番号がない場合。)	測定データが基準値を下回ること
	合板 単板積層材 (LVL)	樹脂主剤が縮合系の場合	樹脂主剤のタイプの分かる資料 (例: ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。)	樹脂主剤のタイプがユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂およびこれらを共縮合又は混合した樹脂であること
樹脂主剤が水性高分子・イソシアネート系樹脂 (国産の場合)		1) 樹脂主剤のタイプの分かる資料 (例: ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。) 2) 製造工場所在地の記述された書面 (例: JAS 証などの製造工場所在地の記述された書面)	樹脂主剤のタイプが水性高分子・イソシアネート系樹脂であること。 国産であること。	

		上記以外の場合	樹脂主剤の MSDS (JAIA 番号のある場合)	樹脂主剤が日本接着剤工業会の 4VOC 基準適合製品であること
			試験成績書 (JAIA 番号がない場合。)	測定データが基準値を下回ること
集材材	樹脂主剤が縮合系の場合		樹脂主剤のタイプの分かる資料 (例: ボードの MSDS 又は大臣認定書別添又は仕様書又はボード工場などの記述した説明書など。)	ユリア樹脂、メラミン樹脂、メラミン・ユリア共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂およびこれらを共縮合又は混合した樹脂 (以下、縮合系樹脂と総称する) であること
		樹脂主剤がイソシアネート系樹脂など上記以外	樹脂主剤の MSDS (JAIA 番号のある場合)	樹脂主剤が日本接着剤工業会の 4VOC 基準適合製品であること
			試験成績書 (JAIA 番号がない場合。)	測定データが基準値を下回ること
接着剤	日本接着剤工業会の表示のある接着剤		MSDS または 4VOC 基準適合商品登録証明書	MSDS は「その他」項目に JAIA の VOC 登録番号のあること
化粧材	印刷工業会の表示のある化粧シート		印刷工業会の登録証 (代表的なシートの登録証 1 枚を添付し、その他については、登録番号のリストを添付する。)	
塗装	塗装についての確認書 (参考様式 0)			
	塗料 対象 VOC の配合	なし	塗料メーカーによる証明書 (参考様式 1) 及び MSDS 及び成分表	対象 VOC 配合のないこと
		あり	MSDS 及び試験成績書	対象 VOC の放散が基準値を下回ること
		不明	塗料メーカーによる証明書 (参考様式 2)	証明書の記載内容 (塗料の分析結果)
	希釈剤	希釈なし	なし	—
		希釈あり	希釈剤の MSDS 及び成分表	対象 VOC の配合のないこと
団体等の規程に基づき、「4VOC 基準適合」の表示を行っているもの			団体等の登録証あるいはメーカーが団体等の規程に基づいて行っている表示	

※表中の MSDS は GHS 対応のものとする。

第 2 条 「建材からの VOC 放散速度基準」(建材からの VOC 放散速度基準化研究会 平成 20 年 4 月 1 日制定) に基づく審査は、同基準に規定された試験方法による試験報告書を以て行う (ただし、養生 7 日以内、測定開始 7 日以内の試験方法での試験結果も含み、自社による試験報告書も可とする。)

第 3 条 第 1 条表 1 に記載されていない材料については、申請を受けた都度、VOC 表示審査委員会で検討を行うものとする。